

函館大学障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針

(趣旨)

第1条 この基本方針（以下「方針」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）に即して、函館大学（以下「本学」という。）が障がい学生を受け入れ、修学等の支援を行う場合の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この方針において、障がい学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(受入れに係る方針)

第3条 本学は、障がい学生が修学における不利益を受けないように配慮する。

(支援に係る方針)

第4条 本学は、障がい学生支援の条件整備に努める。

2 本学は、障がい学生が、入学前又は入学後のいずれの時期においても、支援を申し出ることを認める。

3 本学は、支援を円滑かつ適切に行うために、チーム支援会議を設け、関係部局間の調整を行う。

4 各種委員会等は、チーム支援会議、ピア・サポートセンター及び保健室等と緊密な協力関係を持ち、相互に連携する。

(チーム支援会議)

第5条 チーム支援会議に関する規程は、別に定める。

(方針の改廃)

第6条 この方針の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。